

町内再開事業者等光熱水費等補助金について

この補助金は、創業支援として町内で新たに事業を行う事業者の、町内事業開始後12か月分の電気料及び上下水道使用料について補助するものです。この補助金を受けるには交付申請が必要です。



概要



ホームページURL

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/7/42271.html>

補助対象者

浪江町内で新たに事業を開始してから1年を経過していない事業者で、以下のすべてに該当する者

- ・浪江町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと
- ・浪江町税を滞納していないこと

補助対象経費

町内での事業開始日の翌月分から最大12か月分の事業者が負担した光熱水費等
町内事業実施場所で使用された電気料・上水道使用料・下水道使用料が対象になりますが、住居と事業所等が一体となっている場合は按分します。

* 光熱水費の月額(住居と事業所等が一体となっている場合は按分後の月額)には最低金額の設定があり、この額に達しない場合は対象外となります。

補助率・補助金の上限額

区分ごとに次のとおりです。

区分	補助率	補助金額の上限	
		製造業	その他の業種
帰還困難区域及び 特定復興再生拠点区域	10分の10	年240万円	年120万円
その他の区域	2分の1	年120万円	年60万円

その他詳細な内容については要綱をご確認ください。

交付申請

1年間に必要な補助金額を算定するものです。

町内で新たに事業を開始した場合は、開業日の翌月末までに申請してください。

それ以降に申請した場合は、申請日の翌月からの適用となります。

(この場合開業から申請までに経過した分は対象外となります)

光熱水費の契約内容のわかる資料や、住居と事業所部分の面積のわかる平面図が必要です。

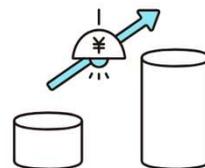
実績報告

事業完了後に実績報告が必要です。

浪江町税の納付状況を確認することになりました。

* 未納がないことの証明は、町が保有する情報を調査することに同意する場合は省略することができます。

対象経費ごとに支払明細や検針票など証拠となる資料が必要です。



補助金情報 中小企業支援サイト
補助金や支援等のサポートを
ご案内しております。



例

事業開始日が
7月15日の場合

交付申請提出期限
事業開始日の翌末日

8月31日まで

補助対象期間
事業開始月の翌月から12か月
または2月末日まで

8月分～2月分

実績報告提出期限
補助対象期間終了後14日以内

3月14日まで

ご注意ください



各書類の申請者欄には、法人の場合は法人名を、個人の場合は代表者氏名をご記入ください。
申請書の記載内容は光熱水費の契約内容と矛盾のないようにしてください。

書類の提出期限を厳守してください。期限に遅れた場合は、補助金の交付ができない場合があります。

この補助金は予算の範囲内にて交付するため、年度途中で予告なく終了する場合があります。

【問合せ】浪江町役場

産業振興課 商工労働係

電話

0240-34-0247

(平日8:30～17:00)

メール

namie15010@town.namie.lg.jp